

北海道標茶高等学校 いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、決して許されない暴力行為です。しかし、どの生徒にも被害者・加害者になる可能性があることを踏まえなければなりません。いじめは、どのような時、場面にも起こり得る状況にあり、学校、保護者、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

いじめ問題への取り組みは、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要があります。日常の指導体制を定め、未然防止を図らなければなりません。また、早期発見に努め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかな対応が求められています。さらに、交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけ、たくましく生きていくことができる力を育てることも大切です。この活動は、教育活動の在り方にも密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが重要です。

2 いじめとは

(1) 定義

「いじめ」とは、「学校に在籍する児童又は生徒（以下、「生徒等」という。）に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」のことをいう。（北海道いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という。）第2条）

なお、起こり得る場所は学校内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的ではなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うものとする。

(2) 認識

- ア どの生徒にも、どのような状況においても起こり得るものである。
- イ 人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ウ 教職員、保護者などの大人には気づきにくい。
- エ いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ その行為の態様により「暴行」「恐喝」「強要」などの刑罰法規に抵触する。
- カ 教職員の生徒観や指導の在り方に大きな関わりをもっている。
- キ 家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ク 学校、保護者、地域社会などすべての関係者が役割を果たして、取り組む問題である。

(3) 構造と動機

ア 構造

被害者、加害者だけでなく、「観衆」「傍観者」など周囲に生徒がいる場合が多く、これらが「抑止作用」や「促進作用」になる。

イ 動機

- (ア) 嫉妬心（相手へのねたみや自己肯定感の歪み）
- (イ) 支配欲（自分の思いどおりに相手を支配しようとする）
- (ウ) 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- (エ) 同調性（強い者に追従する。長いものにはまかれろ）
- (オ) 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- (カ) 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復する）
- (キ) 欲求不満（憂さ晴らしのため相手を攻撃する）

上記の動機が複合的に関係している場合が多い。

(4) 状態

いじめの状態には以下のものが考えられる。

相手を中傷する、あざける、落書き、持ち物を破損させる、集団で無視をする、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令、脅し、性的辱め、メール等の誹謗中傷、偽り中傷する噂を流す、授業中のからかい、仲間はずれ、暴力、たかり、使い走り など

(5) 解消

いじめの解消の判断については、被害生徒と加害生徒の関係修復状況を勘案するとともに、以下の2点が満たされて解消と判断する。

ア いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいる。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談などにより確認できている。

3 未然防止

いじめ問題において、いじめを起こさない環境作りが求められ、未然防止に取り組むことが最も重要である。「いじめはどのような学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員はもち、望ましい人間関係を築かせなければならない。本校の特性などを把握したうえで、年間を見通した予防的、積極的な取り組みを計画・実施する。

(1) 実態の把握

共に笑い、涙し、怒り、生徒と同じ目線で事情を捉える教職員の「気づき」が大切である。生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めなければならない。

(2) 居場所作り

授業をはじめ学校生活において、他者と関わる機会を工夫し、考え方の違う者同士が認め合う仲間づくりが大切です。「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が他者理解への意欲になる。教職員からの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、良好な関係づくりに寄与する。

(3) 人権を尊重する豊かな心を育む（道德教育の充実）

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、許されるものではない」ことを理解させることが大切である。人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重や人権感覚を育み、意識の高揚を図る。また、授業内で「ピア・サポート」トレーニングなどの活動を通じて、コミュニケーションの大切さを学ぶ。

(4) 主体的な生徒の取組

生徒会執行部が主となり、各委員会と連携し、挨拶運動、生徒会便りの発行、集会時におけるいじめ防止への呼びかけなど、生徒の組織的な活動を充実させる。

(5) 保護者・地域への働きかけ

保護者会やWebページ、地域のイベントなどで、指導方針や実態などの情報を提供し、意見交換できる環境を設ける。問題解決のために多くの協力を得るため、広報活動を充実させる。

4 早期発見（組織対応マニュアル参考）

(1) 気づく力を高めるために

生徒の声に耳を傾け、生徒の立場に立ち「守る」という姿勢が大切である。些細な言動から、心の叫びを敏感に感じ取る感性が求められる。共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

(2) 態様

いじめの態様は、その行為が刑罰法規に抵触する可能性があることを認識させる必要がある。

ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、相手に不快な発言・・・脅迫、名誉毀損、侮辱

イ かるくぶつかる、遊ぶふりをして叩く・蹴る・・・暴行

ウ ひどくぶつかる、叩く、蹴る・・・傷害

エ 金品をたかる・・・恐喝

オ 金品を隠す、盗む、壊す、捨てる・・・窃盗、器物破損

カ 嫌がることや恥ずかしいことをさせる、危険なことをさせる・・・強要、強制わいせつ

キ インターネットやスマートフォンなどで、誹謗中傷をおこなう・・・名誉毀損、侮辱

その他、「仲間はずれ」や「集団による無視」等刑罰法規には抵触しないが、同様に毅然とした対応が必要となる。

(3) 見抜くために

常にいじめが潜在しているという意識を持つことが、見落としを防止する。いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

また、いじめの被害者が次々に変わっていくかも知れないということに留意する。

ア いじめは見えにくいところで行われている。

(ア) 無視やメール、ラインなど客観的に状況は把握しにくい形態

(イ) 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活の練習のふりをして行われる形態。

イ 本人からの訴えは少ない

(ア) 親に心配をかけたくない。

(イ) いじめられている自分はダメな人間だ。

(ウ) 訴えても先生を信用できない。

(エ) 仕返しがかたい。

(オ) 自分自身で解決できていると思っている。

ウ インターネットにかかわること

SNSでのいじめは学校ではほとんど見えないので、家庭からの情報が重要である。「着信があっても見ようとしない」「パソコンやスマートフォンなどを利用しなくなった」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝えておき、即座に学校へ連絡するように依頼しておく。

(4) 手だて

ア 日々の観察

生徒のいるところに教師有りという姿勢で、休み時間・昼休み・放課後に雑談等の機会に、様子を感じ取る。生徒と共に過ごす機会が発見の手がかりである。

イ 観察の視点

クラスや学校内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握し、気になる言動が見られる場合、他の教職員と相談のうえ、グループに対し適切な指導を構築することが好ましい。

ウ 対話の構築

必要に応じて気になる生徒に日記等を書かせることで信頼関係の構築につながる。

エ 教育相談

日常の活動の中で教職員からの声かけが大切である。定期的な教育相談後の共通理解会議を参考に積極的な相談体制を心がける。また、子ども理解支援ツール「ほっと」などの結果分析に基づいた教育相談を実施する。

オ アンケート調査

定期的な実施（6月、11月）のみに拘らず、実態に応じて行う必要がある。記入についても、HR内で記入することが難しい状況も考えられるので、方法については工夫が必要となる（記名、無記名、持ち帰りなど）。

カ SOSの出し方に関する教育の推進

特別活動や道徳教育及びスクールカウンセラーとの連携等、様々な場面を通じて、生徒が援助やSOSを出しやすくなるよう、指導方法の工夫をはかる。

(5) 相談しやすい環境づくり

ア 本人からの訴え

(ア) 心身を保証する

「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、具体的な安全を保証する。

(イ) 気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で行う。

イ 周りの生徒からの訴え

(ア) 他の生徒の目が届かない所や時間で、真摯に受け取る。

(イ) 「よく知らせてくれたね」等、その勇気ある行動を称え、情報元を明かさないう事を伝え、安心感を与える。

ウ 保護者からの訴え

(ア) 日頃から保護者との信頼関係を築く。

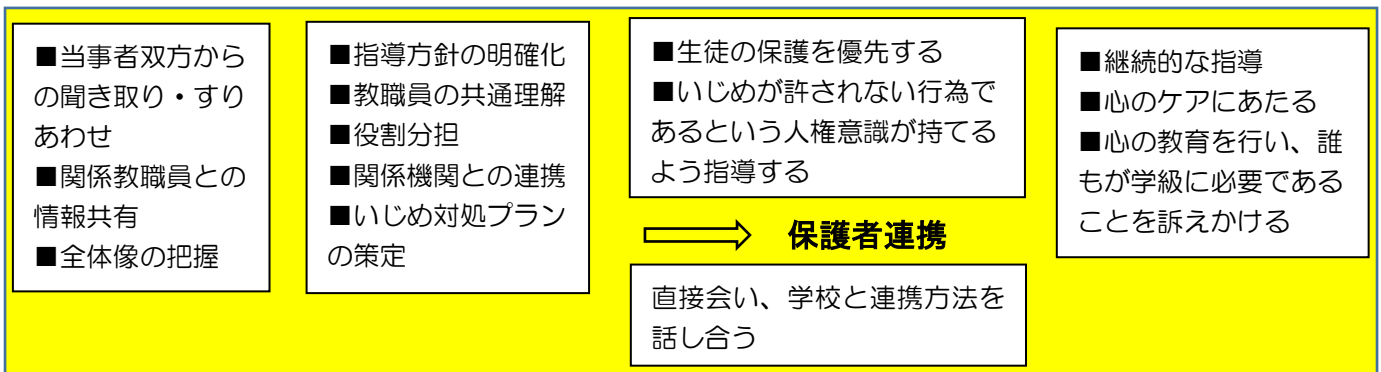
(イ) 問題が起こっていない時に信頼関係を構築するための工夫をする。日頃から、良いところや気になるところなど、学校の様子を連絡する。

(ウ) 悪いところや苦手なことを一方的に指摘されると、保護者は自分自身の子育てを否定されたと感じることがあるので、気持ちを十分に理解し接する。

5 早期対応

(1) 基本的な流れ

実態把握 ⇨ 体制・方針 ⇨ 生徒の指導・支援 ⇨ 今後の指導



(2) いじめ防止対策組織

ア いじめに関する問題に対して、早期発見および早期解決・いじめの解消に取り組むため、いじめ防止対策委員会を設置する。いじめ防止対策委員会は次の教職員等によって構成される。

・校長（委員長）、・教頭、・生徒指導部長、・養護教諭、・該当年次担任

このほか、必要に応じてスクールカウンセラーや警察等の外部機関から委員を委嘱する。

イ いじめ防止対策委員会は、いじめが疑われる全ての事案に対応した相談窓口及び通報先となる。

(3) 具体的な対応

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

イ 学校いじめ対策組織による迅速な確認・対処

いじめ対策組織において、次のことを基本事項として対処する。

(ア) いじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒を守る

情報を聴く場合、他の生徒たちの目に触れないように配慮する。事実関係を確認する場合、被害者と被疑者を別の場所で行う。また、いじめ情報を伝えた生徒を守るため、登下校、休み時間などにおいても教職員の目が届くよう体制を整備する。

(イ) 事実確認と情報共有

事実確認は、行為に至る経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲や保護者等第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。特に、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づき丁寧に行う。短時間で正確な把握のため、複数の教職員で、管理職の指示のもとに連携と情報共有を行う。

(ウ) いじめ対処プランの策定

いじめの態様や被害を受けた生徒の状況に合わせたいじめ対処プランを策定し、組織的かつ多角的視点で被害生徒の保護及び加害生徒への指導を行う。

ウ 警察等の関係機関との連携による事案の対応

重大事態に至ってしまう前に、関係機関との関わりを積極的に持ち、解決に向けた協力を仰ぐ。

6 関係者の責務

(1) 教職員の責務

教職員は、前述に掲げた取組や配慮に加え、次のことに対する責務を負う。

- ア 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしない。
- イ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。
- ウ 特定の教職員が問題を抱え込んでしまうことは、法令に反することであると理解し、組織的に対応する。
- エ 『コンパス』等の指針を活用して、効果的にいじめの解消を図れるよう、その内容について理解する。

(2) 保護者の責務

- ア 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対を守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情などを十分に理解し、対応するよう努める。
- イ 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支える。

7 いじめの重大事態への対処

重大事態が発生した場合及びその疑いがあると判断した場合には、北海道いじめ防止基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。また、生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
「生命、心身又は財産に重大な被害」については、①生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合） ②身体に重大な傷害を負った場合 ③金品等に重大な被害を被った場合 ④精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。
- イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず対応する。

(2) 関係機関との連携

重大事態及び重大事態の疑いが生じた際には、速やかに北海道教育委員会に報告する。

8 インターネット上のいじめへの対応

インターネット(以下、ネット)の特殊性による危険を理解し、最新の動向を把握することを心がけ、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。不適切な書き込みや画像などを発見した場合、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によって、警察等の専門的な機関と連携して対応しなければならない。

(1) ネット上のいじめ

書き込んだ人物を特定できないと考える傾向があるため、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。また、掲載された個人情報や画像は、情報の加工が安易であるため、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。一度流出した個人情報は、拡散しやすく回収が困難であるだけでなく、不特定多数に流れ、アクセスされる危険性がある。

(2) 未然防止

- ア 保護者に伝えること

家庭でのパソコン・スマートフォンの第1義的管理は、家庭の指導が必要であることを確認する。フィルタリングなど家庭でのルール作りを行い、必要性についても検討する。

ネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らない間に利用者の個人情報流出する事がおこっていることを情報として周知する。

ネット利用に伴う表情の小さな変化に気が付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談するように指導する。

イ 学校での指導

(ア) ネットの特異性を理解させる

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- ・匿名でも書き込みをした人を特定できる。
- ・違法情報や有害情報が含まれている。
- ・被害者の自殺、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、回収できない。
- ・SNS等、短文でのやり取りによって、コミュニケーションの中で誤解が生じやすい。

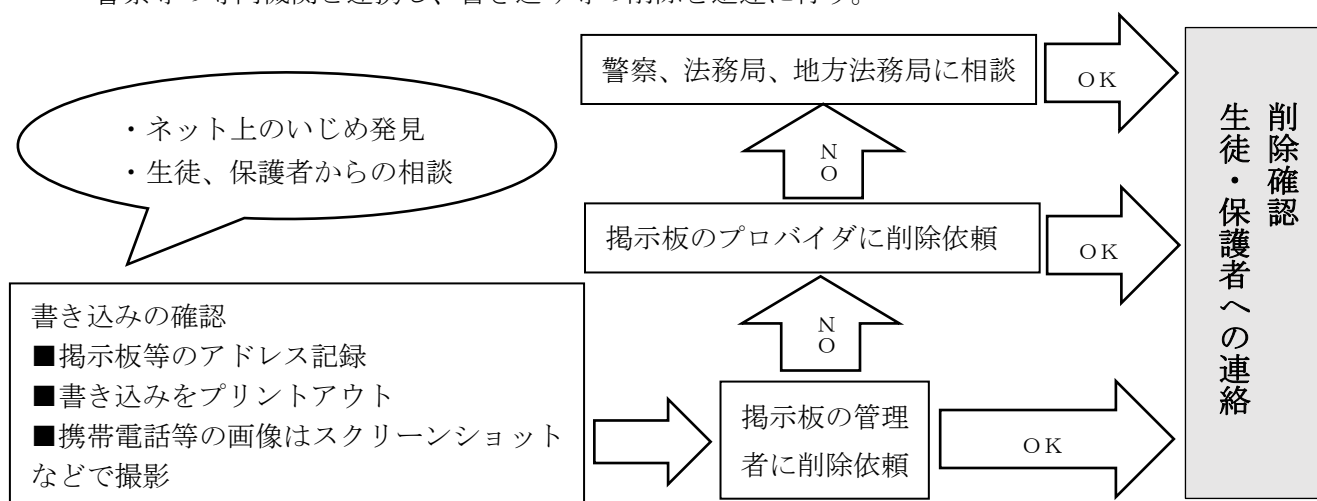
(イ) 生徒の心理状態を理解する

- ・匿名（ハンドルネームなど）で書き込むことで、投稿者が特定できないと思っている。
- ・動画共有サイトで目立ちたい など

(ウ) ネットマナー教室で、スマートフォンなどによるネットの利用について、そのルールやマナーについて理解を深め、トラブルの防止とともに望ましい使い方を学ぶ。

(3) 早期発見・早期対応

警察等の専門機関と連携し、書き込み等の削除を迅速に行う。



※ 情報器機の進歩により新たな「いじめ」が発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心・注意をはらう必要がある。

9 いじめ防止年間プログラム

いじめ防止及び他者を尊重する心を育むため、年間のプログラムを策定する。なお、このプログラムは、随時見直しをはかることとし、一層効果的な取組を充実させていく必要がある。

月	取組内容	月	取組内容
4月	教職員研修・PTA総会でのいじめ基本方針の説明	10月	いじめ実態調査・SOSを求めるための学習
5月	教育相談週間・いじめ実態調査・生徒指導部だより発行	11月	定例いじめ防止対策委員会の開催(いじめアンケート状況等の確認)
6月	定例いじめ防止対策委員会の開催(いじめアンケート状況等の確認)	12月	全校集会(年次集会)での講話・教職員研修
7月	全校集会(年次集会)での講話・人権に関する学習(1年次公共)	1月	教育相談週間・生活状況アンケートの実施(1・2年次)
8月	人権学習週間・教育相談週間	2月	生徒指導部だより発行
9月	生徒理解支援ツール「ほっと」実施(1・2年次)	3月	定例いじめ防止対策委員会(基本方針の見直し)

10 いじめ防止基本方針の見直し

この方針は、法令の改正や社会情勢の変化およびニーズに応じて改定される必要がある。

- (1) 教職員のみならず、生徒や保護者、学校評議員等の学校関係者等によって不断の見直しを図ることとし、そのための方策として、アンケートや協議の場を設定する。
- (2) 学校におけるいじめ調査及び対処等の結果については、ウェブページ上で公表するほか、学校評議員会等での学校評価の対象として扱うこととする。

平成26年4月1日 施行

平成30年4月1日 改定

令和5年8月21日 改定

令和6年5月31日 改定